

様式第1号 (第2条関係)

林地開発許可申請書

令和元年 12 月 23 日

宮城県知事 殿

申請者住所 宮城県伊具郡丸森町千刈場5番地2
氏名 コープ丸森太陽光発電合同会社
代表社員 みやぎ生活協同組合
電 話 職務執行者 大越 健治
03-3355-2200

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る 森林の所在場所	宮城県伊具郡丸森町字手掛橋東23-1 外1字2筆
開発行為に係る 森林の土地の面積	(開発行為をしようとする森林の面積 26.5035ヘクタール) 13.9918ヘクタール
開発行為の目的	太陽光発電施設の建設
開発行為の着手 予定年月日	許可の日から
開発行為の完了 予定年月日	許可の日から32ヶ月
備考	その他の法令手続き状況は、別紙参照

注意事項

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 3 開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、備考欄にその手続きの状況を記載すること。



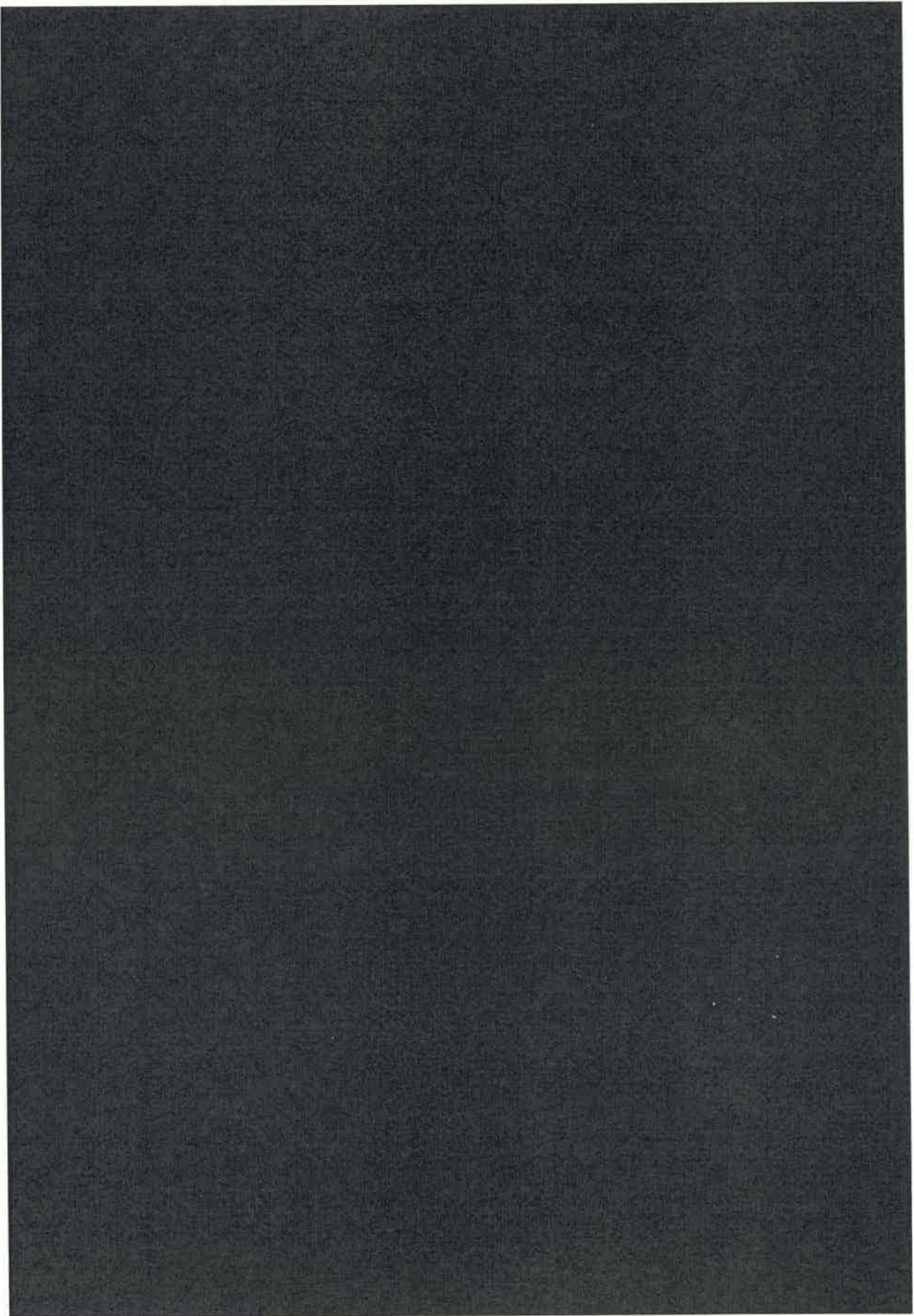
履歴事項全部証明書

宮城県伊具郡丸森町千刈場5番地2
コープ丸森太陽光発電合同会社

会社法人等番号	3700-03-004174	
商号	コープ丸森太陽光発電合同会社	
本店	宮城県伊具郡丸森町千刈場5番地2	
公告する方法	官報に掲載する方法により行う。	
会社成立の年月日	平成30年6月20日	
目的	(1) 太陽光発電事業 (2) 太陽光発電電力の販売事業 (3) 地域活性化のための支援事業 (4) 前各号に関連する一切の業務	
資本金の額	金500万円	
社員に関する事項	業務執行社員	みやぎ生活協同組合
	業務執行社員	ひっぽ電力株式会社
	業務執行社員	特定非営利活動法人環境エネルギー政策研究所
	代表社員	みやぎ生活協同組合
支店	仙台市泉区八乙女四丁目2番地の2 代表社員 みやぎ生活協同組合 仙台市泉区館三丁目27番地の1 職務執行者 宮本弘	令和 1年11月29日変更 令和 1年12月12日登記
	仙台市泉区八乙女四丁目2番地の2 代表社員 みやぎ生活協同組合 宮城県遠田郡美里町二郷字佐野南22番地 職務執行者 大越健治	平成30年10月1日設置 平成30年10月9日登記
登記記録に関する事項	設立	平成30年6月20日登記

事務事業の改善のための「事業についての許可状況」

当該行政文書には、コープ丸森太陽光発電合同会社が各種の事務を処理する際の「事業についての許可状況」が記載されている。これは事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公開することにより、当該企業等の事業活動が損なわれると認められるため、2枚を非開示とする。



事業計画書

面積	事業区域面積				26.5559	ha
	開発行為をしようとする森林の面積				26.5035	ha
	開発行為に係る森林の面積				13.9918	ha
用地面積 ha	用地の現況	地域森林計画 対象民有林	地域森林計画 対象外民有林	法定外公共物 (道路)	計	比率 (%)
	転用後の用途					
	太陽光発電施設用地	9.3108			9.3108	35.06
	造成緑地	2.8897			2.8897	10.88
	進入路	0.0682			0.0682	0.26
	管理用道路	0.9190			0.9190	3.46
	調整池	0.7756			0.7756	2.92
	排水路 その他 (法定外公共物)	0.0285		0.0524	0.0285	0.11
	小計	13.9918			14.0442	52.89
	残置森林	12.5117			12.5117	47.11
	計	26.5035		0.0524	26.5559	100.00
	比率 (%)	99.80		0.20	100.00	
	林況	樹種及び混合歩合 其他広葉樹 (75)、スギ (23)、其他アカマツ (2)				
	林 齢 25~35年生、50~100年生、50年生以上					
	生育状況 普通					
地形・地質	地形 標高 212m~333m 平均傾斜度10~25度					
	地形の特徴：南北に比較的急傾斜の山林					
	地質 地質時代：第四紀白亜紀 基岩名等：花崗岩 土壌：褐色森林土、未熟土					
防災工事の設計方針						
土工関係	総切取量 406,470m ³ 最大切取高 25.0m 切取法面勾配 14°~35° 総盛土量 380,688m ³ 最大盛土高 22.3m 盛土法面勾配 14°~30° 残土処理の方法：380,688 - (24,915 × 1.25 + 381,555 × 0.925) = 3,394m ³ --- 土量計算書参照 調整池上部造成面67,500m ² ：3,394m ³ ÷ 67,500m ² = 0.05 --- 5cm場内均しとする。					

災害防止対策	<p>1) 区域内の地質調査結果(強風化花崗岩:マサ土)からパネル設置箇所以外に造成する切土法面は、35度の勾配で切取りし、直高5.0m毎に小段(1.0m)を設ける。盛土法面は30度の勾配とし、直高5.0m毎に小段を設ける。パネル設置箇所については、切土部盛上部共通して、架台杭の施工限界が25度勾配であることから、0度(水平レベル)から25度の勾配で造成する。</p> <p>2) 切土、盛土法面には縦排水を設置するとともに、小段にも排水路を設置し、表面水を処理する。また、法面の保護として客土吹付工(芝種子)を行い、確実に緑化をする。</p> <p>3) 場内の排水対策として、U字溝を設置し、場内で集水される雨水を防災調整池(2箇所)へ導水する。導水した雨水は調整池で一次貯留し、許容水量を事業区域内残置森林の内自然水路を流下し、私有地の自然水路を経過し、丸森町管理の普通河川大畑川を経過し、一級河川新川へ流入する。</p> <p>4) 造成工事中の雨水排水は、現況地形の流路を利用し、先行設置した調整池に流下させる。この調整池の堆砂部で濁水を沈殿させた後、放流口から排水する。土工事完了に合わせて工事中の堆砂を除去し、計画上の容量を確保し防災に備える。</p> <p>5) 盛土区域地山傾斜が25%以上の急な部分は、段切り施工を行い、一層の仕上げ厚さが30cmになるように巻き出して、機械により十分な締固めを行います。</p> <p>6) 盛土のり面排水施設から盛土内に5m以上、30cmの水平排水層(サンドマット)を施工し、排水対策を行う。</p> <p>7) 防災調整池容量は、東調整池V=10,875m³(堆砂量2,201m³含む)、西調整池V=10,378m³(堆砂量2,136m³含む)である。</p> <p>8) 土工事中及び施工直後の防災工として、土砂流出防止板柵を適所に配置し、土砂流出防止を行う。また、造成面のグランドカバーとして、白クローバーの吹付工を行う。16°以上の勾配面は客土吹付工とし、15.9°以下は吹付工で施工し、浸食防止を行うとともに地表面の早期安定化を計る。</p> <p>9) 森林の伐採・抜根材について、災害防止の観点から現場内に放置せず、土砂流出防止のための板柵工材等で現場内再利用を行い、残材については、場外搬出し適正に処理を行う。</p>
残置森林及び造成する森林等の計画及び維持管理方法	<p>1) 搬入路を除く事業区域周辺には、30m程度の残置森林を確保する。残置森林の維持管理は、開発中・開発後も申請者が管理を行う。</p> <p>2) 管理方法は、補植又は改植が必要な箇所には、現地に適合した樹種(クヌギ等)を植栽する。その他、下刈り、つる切り、除伐、間伐及び施肥を必要とする箇所については、適切な保育作業を行う。</p>
一時的利用の場合は利用後の原状回復方法	なし
当該森林の水源かん養機能に直接依存する地域の水需給の状況	<p>1) 飲料水使用住宅数 — なし</p> <p>2) 水資源依存農地 — なし 事業地周辺の農地は、別途北側水路等から利水していることから、当該事業地からの水依存農地はない。</p> <p>3) 漁業関係に関する影響の有無 — なし</p> <p>4) 防火用水等に関する利用の有無 — なし</p>
周辺地域への影響及び住民生活への配慮等	<p>1) 運搬車両の出入り口は散水し防塵対策を行うとともに、開発区域外周に防護柵等を設置し、外部からの侵入防止を図る。</p> <p>2) 作業時間は8時～17時を厳守し、地域住民の安息時間帯の作業は行わないよう配慮する。</p> <p>3) 住民説明会: 2019年9月17日開発区域周辺(川田島、四重麦)を対象に実施しました。その後、大畑、武士沢地区の説明会を10月27日に予定していましたが、大雨による被災の影響で延期になっていました。この度、2020年6月21日に残り地区の説明会を川田島集会所・竹谷集会所で実施しました。</p>
その他特に配慮した事項	<p>1) 造成直後の土砂流出防止策として、のり面以外の斜面にも小段と排水施設を設置した</p> <p>2) 造成後の地表面安定と開発区域全面の緑化のために:客土吹付工(白クローバー)、(維持管理道は除く)を計画し、地球温暖化防止に寄与する。</p> <p>3) 工事中及び工事終了後の維持管理で、防災調整池の土砂浚渫を行った情報は、みやぎ生協の広報誌に掲載し、関係者に周知します。</p> <p>4) 調整池堤体の重力式擁壁が目立たないように、掘削埋戻しを行い、吹付工で緑化し、景観に配慮した。</p> <p>5) 固定価格買取制度の買取期間が終了しても、維持管理を行い、維持運営をして行く計画です。</p> <p>6) 発電施設の維持管理方法としては、状態監視カメラにより、24時間、365日遠隔監視を行い、異常時に警備会社に対応します。施設の管理は、地元のひび電力が責任主体で管理を行います。</p>

事務事業の改善のための「資金計画書」

当該行政文書には、コープ丸森太陽光発電合同会社が各種の事務を処理する際の「資金計画書」が記載されている。これは事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公開することにより、当該企業等の事業活動が損なわれると認められるため、5枚を非開示とする。

